

武蔵野市立体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市立体育施設条例の一部を改正する条例

武蔵野市立体育施設条例（平成元年6月武蔵野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(使用の承認) 第6条 (略) 2 (略) 3 <u>指定管理者は、市又は指定管理者が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。</u>	(使用の承認) 第6条 (略) 2 (略) 3 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。</u> (1) <u>市又は指定管理者が事業で使用する場合</u> (2) <u>市のスポーツの振興又は武蔵野市立の小学校若しくは中学校の教育活動等のために必要であると指定管理者が認める場合</u>	項の改正

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市立体育施設の優先使用について規定を整備するため、所要の改正をするものである。